

## 山形県建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る要綱

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)に基づき知事が行う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更の認定に係る事務について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(知事が定める図書)

第2条 規則第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付された法第35条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価された旨の書類(以下「適合証」という。)の写し(原本照合したもの)
  - (2) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関から交付された適合証の写し(原本照合したもの)
  - (3) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合にあっては、当該設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6に適合しているものに限る。ただし、令和4年10月1日時点で現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級4以上に適合しているものとする。)の写し
- 2 知事は、前項第1号及び第2号の図書が添付された場合は、法第35条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に関する審査を省略することができる。
  - 3 知事は、第1項第3号の図書が添付された場合は、法第35条第1項第1号に掲げる基準に関する審査を省略することができる。
  - 4 前3項の規定は、法第36条第1項の規定による変更申請について準用する。

(建築確認申請書等)

第3条 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申し出をしようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本1通(同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物である場合(同条7項に規定する適合判定通知書の写しを提出する場合を除く。)は副本2通)を併せて知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第4条 認定申請者は、その申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書取下げ届(別記様式第1号)の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(新築等の取りやめ)

第5条 法第35条第1項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「認定性能向上計画」という。)に係る建築物の新築等を取り

やめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等取りやめ届（別記様式第2号）の正本及び副本に規則第25条第1項の通知を添付して、知事に提出しなければならない。

（建築物の譲渡等）

第6条 認定建築主は、認定性能向上計画に基づく建築物を譲渡した場合又は建築物の名義を変更した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物譲渡（名義変更）届（別記様式第3号）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、認定建築主からの譲受人又は後名義人が行うこともできる。

（軽微な変更）

第7条 認定建築主は、認定性能向上計画について法第36条第1項に規定する軽微な変更をしようとする場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更届（別記様式第4号）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更に関する証明書）

第8条 認定建築主は、認定性能向上計画について規則第29条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を知事に求めようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請書（別記様式第5号）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の内容が、規則第26条の軽微な変更該当すると認められる場合には、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書（別記様式第6号）を交付するものとする。

（報告）

第9条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（別記様式第7号）に建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写し（建築確認が不要な工事の場合は、計画に従って当該工事が行われたことを建築士が確認した内容の書類）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 認定建築主は、知事より法第37条に基づく報告を求められたときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物状況報告書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関により交付された第2条第1項第1号に係る適合証については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。